

看板の設置は、
役所への手続きが
必要なの？

行政書士が 屋外広告物(看板)許可の 手続きをお手伝いします！

安心・信頼

役所への申請手続きを専門に扱う「行政書士」が、事業者さまに代わって申請手続きをお手伝いします。

行政書士でない者が申請手続きを代行した場合、行政書士法違反となる場合があります。

トータル
サポート

屋外広告物条例以外の法令による許可や届出が必要な場合でも、行政書士が関係行政庁との打ち合わせから申請手続きまで、トータルでサポートします。

表示する場所によって、道路法、都市計画法、景観法、建築基準法等に基づいた手続きが必要な場合があります。

アフター
サポート

許可取得後はご要望により更新手続きのお手伝いもしますので、安心して事業を行うことができます。

許可期間の満了後も引き続き表示・設置する場合は、更新の許可を受けなければなりません。

屋外広告物許可申請に関するご依頼・ご相談はこちらから

お見積りをしますので気軽にお問い合わせください。



富山県行政書士会

〒930-0085 富山市丸の内1-8-15(余川ビル2F)

(076) 431-1526

富山県行政書士会の
ホームページ
はこちら↓

